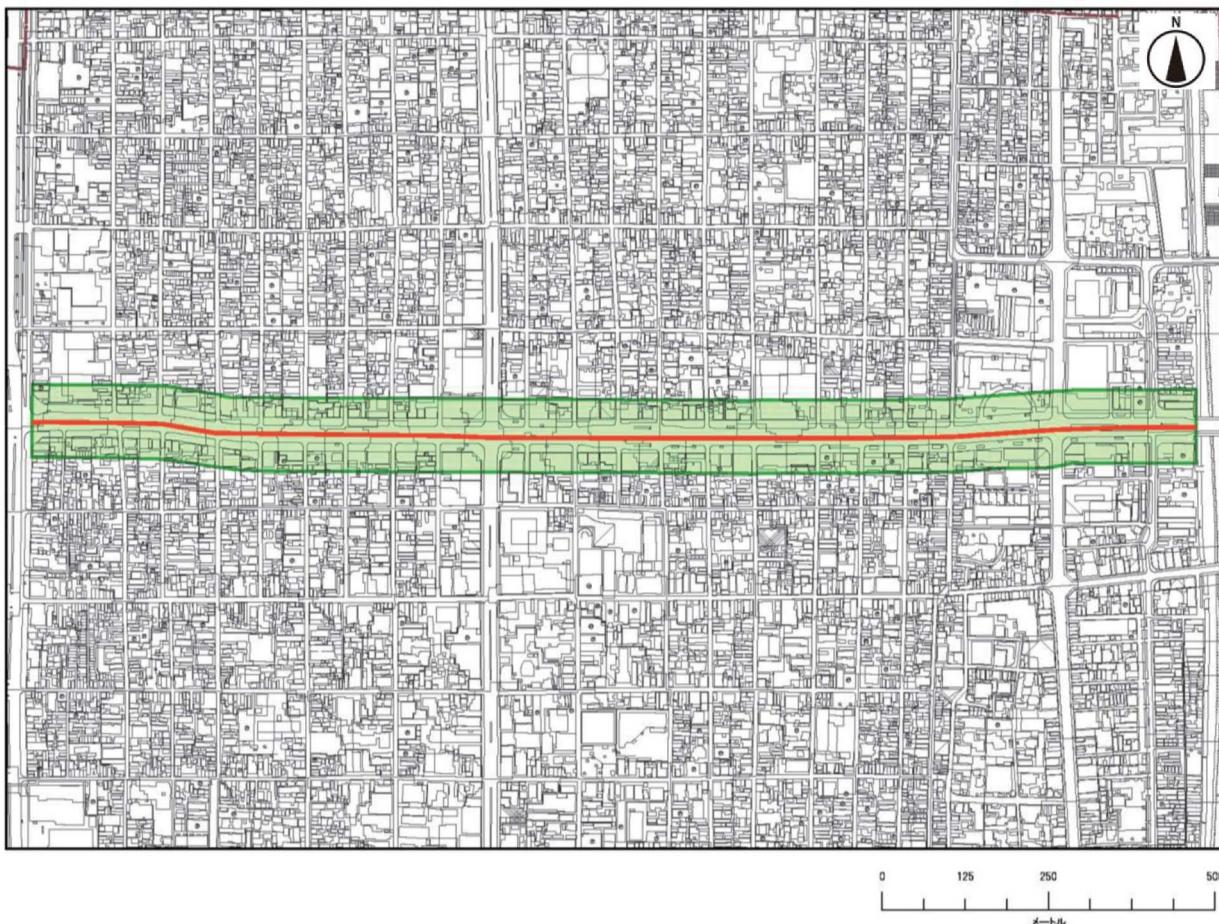


(28) 御池通



●保全区域の範囲

凡例	区域の種別	区域の範囲
—	視点場	堀川通東詰から御池大橋西詰までの御池通
■	近景デザイン保全区域	堀川通東詰から御池大橋西詰までの御池通の境界線からの水平距離が30m以内の範囲

●近景デザイン保全区域の基準

- 建築物等は、アイストップとなる東山や西山の山並みと御池通沿道の中高層建築物等によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。
- 建築物等は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の屋上部は、良好なスカイラインの形成に資するものとすること。 建築物等の各部は、山並みの良好な眺めを阻害しないものとするとともに、優れた沿道景観を形成するものとすること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 良好な通りの眺めの保全及び形成に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。

